

平成 21 年 6 月 20 日現在

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2007～2008

課題番号：19730033

研究課題名（和文）保険取引と課税～保険事業の国際化に伴う利益の帰属

研究課題名（英文）Insurance Transaction and Taxation

～ The Globalization of Insurance Business and The Attribution of Profits to Permanent Establishments

研究代表者 辻 美枝 (TSUJI ME)

大阪経済大学・経営学部・講師

研究者番号：00440917

研究成果の概要：本研究の主たる対象は、国境を超える保険取引から生ずる利益の帰属をめぐる課税管轄権の問題である。対象とする保険取引は、保険会社の親子会社形態、本支店形態及び一般法人が国外に設立するキャプティブ形態によるものである。本研究は、国内法上の問題に留まらず、わが国が締結する租税条約上の問題にも関係し、国際保険取引に係る移転価格税制の問題を含めて比較法に基づく調査・分析を行った。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	900,000		900,000
2008年度	700,000	210,000	210,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,600,000	210,000	1,810,000

研究分野：公法学・税法

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：保険取引 PE 税法

1. 研究開始当初の背景

(1) わが国は、近代化以来専ら安全資産としての貯蓄重点政策を選択してきた。ところが近來の金融革命を背景にわが国は、そうしたポリシーから投資家自らがリスクを負担する政策に急転換した。金融革命は、銀行、保険等の業法の垣根を取り払った結果、一部相互参入を可能とし、その結果それぞれの金融は本来の分野は維持しつつも相互に類似する金融商品の開発に乗り出し、金融環境は大きく変化してきた。それにもかかわらず、

保険および保険税制は旧態依然のままである。研究代表者は、これまで研究対象として、金融のうち特に保険をとりあげ、保険と交錯する課税問題を取り扱ってきた。

本研究の学術的背景には、その研究成果のひとつである論文「キャプティブと課税 支払保険料の控除可能性を中心に」（「名護金融特区の現状と展望」、関西大学法学研究所、2005年、109頁124頁）があった。キャプティブとは、自家保険、つまり一般法人が子会社等を設立し自己のリスクを引受させるス

キームである。この論文は、関西大学で開催された学術フロンティア推進事業国際シンポジウム「名護金融特区の現状と展望」において大垣尚司立命館大学教授の報告「名護金融特区：ビジネスモデルの可能性」のコメントーターを務めた後に、その議論を踏まえてさらに研究を深めたものである。主として内国法人が国内に保険業法の規制を受けないキャプティブ子会社を設立し保険料を支払った際の法人所得課税上の取扱いについて、米国の裁判例、ルーリングを参考に分析したものである。研究対象範囲を国内取引に限定して論じたため、国境を越えたキャプティブ子会社と特殊関連者との間の取引において生ずる利益の帰属の問題が研究課題として残った。本研究は、その残された課題を克服するために行ったものである。

(2) 保険会社の国際進出は、各国の保険業法による参入規制等の問題から親子会社形態ではなく、本支店形態による場合が多い。そのため、国際的な本支店間の利益の帰属の問題、所得を本国で課税すべきかあるいは相手国で課税すべきなのかという課税管轄の問題がますます深刻化している。

法人が国外に有する支店などの固定的な施設を恒久的施設という（以下 PE という）。保険業に係る PE の利益の帰属の問題について、OECD は、2004 年 4 月から 2005 年 6 月にかけてディスカッションドラフト

（“Discussion Draft of the Report on the attribution of Profits to a Permanent Establishment (Part IV)”）を公開し、さらに 2008 年 7 月に報告書（“Report on the Attribution of Profits to Permanent Establishments, Part IV”）を公開した。また、PE の利益の帰属の問題は、2006 年に開催された IFA（International Fiscal Association）年次総会（Amsterdam）での分科会において取り上げられており、2009 年 9 月に開催される IFA 年次総会（Vancouver）でも、メインテーマとしてこの問題が取り上げられる予定であり、国際的にも非常に関心の高い論点である。

2. 研究の目的

(1) 本研究の主たる研究の目的は、二国間（あるいは複数国間）の保険取引から生ずる利益の帰属をめぐる課税管轄権の問題解決に向けて課税のあり方を検討することにある。その保険取引は、保険会社の親子会社形態・本支店形態によるもの及び保険会社以外の一般法人が海外に設立するキャプティブ形態によるものを対象にする。いずれの形態による取引も関連当事者間取引であり、当事

者間の取引対価が正常対価であるかが所得の算定に影響を及ぼすため、移転価格の問題についても研究対象に含まれる。

(2) 本研究は二段階に分かれる。まず、第一段階は、OECD で継続中の議論を追いつつ、PE の利益の帰属の問題分析に注力した。第二段階は、国際的な再保険取引の課税問題分析である。本研究は、最終的にわが国が締結している国内法及び租税条約上の問題解決に収束するものである。

3. 研究の方法

(1) OECD 及び IFA での議論を踏まえ、若干の比較法分析を行った。そのために、研究対象年度において、それぞれ下記の要領で研究を行った。

(2) 2007 年度

2007 年度は、本研究の第一段階である PE の利益の帰属の問題分析のため、OECD の議論を追いつつ、以下の方法で研究を進めた。ただし、資料・情報の収集は、本研究テーマ全般にわたるものについて行った。

①国内外の関連文献を収集し、分析した。インターネット、Lexis、Juris 等の各種データベースを有効に用いて文献・資料等の収集を行った。

②2007 年 9 月 30 日から 2007 年 10 月 4 日まで IFA 年次総会（京都）に出席し、各国出席者と情報交換及び知識の習得を行った。

③2008 年 3 月 22 日から 2008 年 3 月 27 日まで追加的調査研究のため、Max Planck Institute for Intellectual Property, Competition and Tax Law (Munich)

に出張し、ヴォルフガング・シェーン所長と面会し、宮本十至子立命館大学教授（税法専門）と情報・資料収集及び意見交換を行った。

④情報収集資料の整理・分析の効率化のためにパソコンとシートフィードスキャナを用いてデータを電子化ファイリングし、集約したデータに基づき論点整理を行い、分析を行った。

(3) 2008 年度

二年目の 2008 年度は、本研究の第二段階である国際的な再保険取引の課税問題分析及び論文を作成した。

①2007 年度に引き続き、国内外の関連文献を収集し、分析した。インターネット、Lexis、Juris 等の各種データベースを有効に用いて、本研究に関する文献・資料等の収集を行った。

②2008 年 8 月 31 日から 9 月 11 日まで IFA 年次総会 (Belgium) 及び OECD の The Conference on the 50th Anniversary of the OECD Model

Tax Convention(France)に出席し、本研究に関しての有益な情報を得ることができた。両方の会議を通して国内外の研究者との情報交換を行った。

③2009年2月17日、租税資料館及び日本税務研究センターでの資料収集のため東京出張を行った。

④2008年3月8日から3月19日までドイツ・オランダに出張し、Max Plank Institute for Intellectual Property, Competition and Tax Law, Linklaters LP, Allianz SE (以上 Munich) で、アルベルト・レードラー氏

(Linklaters)、カリン・ベック氏(Max Plank Institute)、マルティナ・バウムゲルテル氏(Allianz)にヒアリングし、貴重な意見・情報及び資料の提供を受けた。また、

International Bureau of Fiscal Documentation (IBFD, Amsterdam) で資料収集を行った。

⑤情報収集資料の整理・分析の効率化のためにパソコンとシートフィードスキャナを用いてデータを電子化ファイリングし、集約したデータに基づき論点整理を行い、分析を行った。

⑥⑤の分析結果をもとに研究会で中間報告を行い、そこでのディスカッションを研究に反映させた。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果

①国内では、関連者間の保険取引に関する課税問題については若干の先行研究があるが、保険取引のみにターゲットを絞った総合研究は行われていない。本研究の対象分野は、国内法のレベルにおいても課題が残されている研究分野である。

②本研究は、保険会社の PE の利益の帰属の問題分析から、利益を帰属させる保険事業というべきものは何かというメルクマールを模索し、保険会社の場合のみならず、一般法人とキャプティブ子会社という親子会社形態の場合にまで応用できるような基準を見出すことにあった。

保険会社は、各国に子会社あるいは支店等の恒久的施設 (permanent establishment、以下 PE という) を設けてグローバルに活動を行っている。保険業は主に生命保険、損害保険、再保険の三つに分けられる。再保険取引は、保険会社の事業成績の安定化・元受保険会社の引受能力の補完として用いられる。一方で、関連会社間または本支店間で再保険取引を用いて租税回避目的で国外へ資金を移転させる手法として利用される可能性の

あることが OECD により指摘されている。わが国においても、ファイナンス機能を備えた金融再保険を利用した新たな課税問題が生じている。

国内の保険会社が再保険取引 (再々保険取引を含む) を行う場合、(a) 第三者間取引、(b) 親子会社を含む関連者間直接取引、(c) 親子会社を含む関連者間間接取引の3つが法的に存在しうる。さらに、(d) 単一企業内本支店 (支店) 間取引 (以下内部再保険取引という) が考えられる。研究対象として (d) の内部再保険取引のうち国境を越える内部再保険取引を捉え、PE の帰属利得の算定に関する OECD での議論をベースに、内部再保険取引の税法上の認識に焦点をあてて検討を行った。

③OECD は、PE の帰属利得の算定上、内部再保険取引は基本的に認識しないという立場であるが、内部再保険取引は税法上全く認識されないのであろうかという問題意識のもと、検討は「取引の認識」と「帰属すべき利得の算定」の二段階に分かれた。支店間取引や各種再保険取引が想定されるが、議論をスムーズにするため、外国保険会社の本支店間 (支店はわが国所在) の伝統的な再保険取引を前提とした。この内部再保険取引の延長線上には関連者間取引の移転価格問題が存在する。

OECD の議論では、内部再保険取引は保険業の企業家的リスク引受機能 (key entrepreneurial risk taking function、以下 KERT 機能という) である保険リスクの引受機能を果たしていないため基本的に認識されないが、一定の場合のリスク管理機能は内部役員提供取引として認識できるとする。ドイツ及びわが国も、外部再保険を前提としない内部再保険取引は税法上認識しない立場である。

内部再保険取引には保険リスクの引受という現実に認識可能な事象は生じておらず、どの PE に利得を帰属させるべきかを判断する段階では認識の必要はないと考える。PE の帰属利得の計算にあたって保険会社には独立企業原則に基づく方法と簡便な方法が認められているが、独立企業原則を適用する際には、その前提として会計記録が必要となり、内部取引は当事者間で対称的に勘定を設けて計算を行うことが要求される。そのための適正な利得分割基準として内部再保険取引の認識は必要であると考え。つまり、AOA (authorized OECD approach) に基づく利得の帰属の有無を判断する際の KERT 機能には当たらず内部再保険取引を認識しないとしても、帰属利得算定の必要性から結果的に内部再保険取引を税法上認識することになると考える。内部取引は法的効力がなくとも対

内的に取引を行っており、それを基に利得の算定をするのであれば（たとえ取引勘定が通過勘定的であるとしても）、税法上、内部再保険取引は所得算定のための要素として認識されると考える。

④国境を越える再保険取引は二国間または複数国（再々保険取引の場合）にまたがって行われる。外部再保険の前提となる元受保険についても複数の支店が引受けたものを本店が包括的に再保険に付す場合は、支店間での再保険に係る利得の配賦を考慮しなければならない。

本店を通じて締結した外部再保険に係る収益（回収保険金等）および費用（再保険料）については、支店が引受けた元受保険との牽連性から支店の帰属利得の算定に反映すべきである。OECDは、費用配賦については独立企業原則を適用して直接控除する方法と保険会社について総利得に係数を適用する簡便な方法の利用を予定している。簡便な方法自体にも様々な方法があり、また直接控除を行っている国でも条件によって制限を課している場合もある。ドイツでは、PEの帰属利得の算定は原則として直接法であるが、簡便法による方法も認められている。わが国でも、原則として直接控除を行うが、費用の配賦にあたっては一定の場合に簡便法によることが認められている。独立企業原則を適用し、PEの利得算定上再保険料を考慮する方法は、国によって様々である。

⑤再保険については伝統的な再保険から金融取引との複合取引のような金融再保険まで多様であり、本店で包括的に再保険契約を締結した場合には、PEに費用の帰属が認められたとしても、いわゆる「ひも付き」として直接対応による費用配賦をすることは困難である。本店が受取った回収再保険金についても同様の問題が生じる。1996年のIFA総会では、この問題の解決のために、再保険料が課税上どのように考慮されるかが議論された。その結果として、(a)支店が支払った再保険料の一定割合は支店が引受けたリスクに帰属するものとする、(b)実際の再保険料の一部のみ支店による控除を認める、(c)再保険料の支払源泉で課税する、という三つの簡便な方法が示されている。また、保険会社の支店が機能面での独立性を増し、リスクの引受・管理がそれぞれの支店で行われ、その支店が契約交渉を主導して行う場合は、リスクに対する支払再保険料は、課税上、支店所在地国での控除が要求されることとし、また、保険会社が一つの支店での支払能力を超えるような巨大リスクを引受ける（本店が通常そのような保険契約を引受ける）場合には、保険料の配賦は、課税上、商法の要件に従っ

た会計処理に則って行われることが示された。

⑥二重課税または課税の空白を排除するため、可能な限り精緻な費用配賦の方法が求められる。本支店間の再保険取引が取引勘定を通じてそれぞれの会計帳簿に記載され、それを基に再保険料の配賦及び帰属利得が算定されるのであれば、当事者で対称的な課税上の取り扱いがなされ、二重課税または課税の空白は回避されよう。取引勘定に記入される金額が実額ではなく何らかの合理的な割合を用いて算定されるとしても、それを課税上尊重することでAOAに基づく完璧な利得の配賦とならなくとも課税上尊重すべきであると考えられる。

⑦PEの利得算定にあたって再保険料を考慮する際には、実行性のある簡便な方法かつ国家間のコンセンサスが得られる方法が必要となる。独立企業原則を厳密に適用するのであれば、OECDの改正コメントリーで要求されているドキュメンテーションを条件に、本支店それぞれの会計記録を課税上も尊重した上で適正な調整を行うということになる。国境を越える本支店間の再保険取引に係る利益の帰属の問題の解決には、国際協調が不可欠である。

(2) 得られた成果の国内外における位置づけとインパクト

国境を越える本支店間の再保険取引に係る利益の帰属の問題という国際課税におけるホットトピックについて、国内外におけるこれまでの議論を整理し、十分とはいえないが問題解決に一定の成果を得た。わが国において保険取引と課税について扱った先行研究が少ない点からも、本研究には価値があるものと考えられる。

(3) 今後の展望

わが国の国際的資金移動に係る税法上の規制として、移転価格税制、過小資本税制などの個別規定があるが、これらの規定は、その成立以降大幅な改正は行われておらず、保険取引を含む国際的資金取引に十分対処し切れていないと考える。国際間の移転価格の問題は関係国の税収に直結する問題であり、国際的関心が強く、OECDでも重要議論事項として現在進行中であり、それにあわせた日米欧の動きが見られる。

わが国の現行規定について、保険事業への有効性及び限界を再検討するために、OECDでの議論を整理し、保険事業に対して特別規定を有する米国の取り組みについて調査、分析

を行うとともに、ドイツの移転価格問題に対抗する最近の動きを追い、わが国の対応と比較分析する。その結果を論文にまとめる予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

辻 美枝、内部再保険取引の税法上の認識、税法学、560号、153頁174頁、2008年、査読無

〔学会発表〕(計2件)

辻 美枝、「保険事業の国際化に伴う利益の帰属」、日本税法学会関西地区研究会(420回)、2008年7月19日、同志社大学

辻 美枝、「再保険取引と課税」、第5回金融課税研究会(関西大学法学部日税連寄附講座)、2008年8月22日、関西大学

〔図書〕(計 件)

該当なし

〔産業財産権〕

○出願状況(計 件)

該当なし

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

○取得状況(計◇件)

該当なし

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

該当なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

辻 美枝 (TSUJI ME)

大阪経済大学・経営学部・講師

研究者番号: 00440917

(2)研究分担者

該当なし ()

研究者番号:

(3)連携研究者

該当なし ()

研究者番号: